

# 食育・地産地消促進事業費補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日  
7農振財地第441号

## 第1 趣旨

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、食育・地産地消促進事業実施要綱（令和8年4月1日付7農振財地第438号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する幅広い世代の都民を対象に複数の分野に渡り活動する民間団体等が行う取組（以下「助成の対象となる取組」という。）を助成する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 補助対象事業及び補助率等

補助対象事業及び補助率は、別表1に定めるところによる。

## 第3 暴力団の排除

補助金の交付を受けようとする者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。補助金の交付を受けようとする者が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が暴力団員等又は暴力団に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

## 第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

## 第5 補助金交付決定前着手届

事前の着手（消耗品等の購入、業務委託の契約等を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第2号）を理事長に届け出るものとする。

## 第6 補助金の交付決定

- 1 理事長は、第4の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定するものとする。
- 2 理事長は、前項により決定した内容について、別記様式第3号による補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって、補助金の交付決定を通知する。
- 3 第1項の場合において、理事長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

## 第7 申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

- 1 補助事業者は、第6第2項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、事業辞退届（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げ

るときも事業辞退届を提出するものとする。

- 2 理事長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 第8 補助事業の内容変更等

- 1 補助事業者は、事業内容の著しい変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
  - （1）事業内容の著しい変更
  - （2）総事業費の3割を超える変更
- 2 理事長は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

#### 第9 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

#### 第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第7号）を理事長に提出し、その指示に従わなければならない。

#### 第11 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、第6の補助金交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第8号）を作成し、当該四半期の翌月末日までに理事長に報告しなければならない。ただし、第13の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は必要としない。
- 2 前項の規定は、第8の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、理事長は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

#### 第12 遂行命令等

- 1 理事長は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 第13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で、交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第9号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

ならない。事業を廃止した場合も同様とする。

#### 第 14 額の確定

- 1 理事長は、第 13 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 10 号により当該補助事業者へ通知する。
- 2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の通知を受けたときは速やかに補助金請求書（別記第 11 号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 4 第 1 項に規定する現地調査は、オンラインもしくは電話等での聞き取り調査による実施も可能とする。

#### 第 15 是正措置

- 1 理事長は、第 14 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 第 13 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

#### 第 16 決定の取消し

- 1 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
  - (4) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 15 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

#### 第 17 補助金の返還

- 1 理事長は、第 16 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 財団は、第 14 の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、期限を定めて、別記様式第 12 号によりその返還を命ずる。

#### 第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 理事長が、第 16 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 理事長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第 19 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 第 18 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第 18 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第 20 他の補助金等の一時停止等

理事長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 第 21 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

#### 第 22 職員の調査等

理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

#### 第 23 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、第 4 の規定に基づく補助金の交付申請、第 7 の規定に基づく申請事項の変更、第 9 の規定に基づく事業の中止又は廃止、第 10 の規定に基づく事故報告、第 11 の規定に基づく実施状況報告、第 13 の規定に基づく実績報告、第 14 の規定に基づく補助金の請求については、財団が指定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「補助金申請システム」という。）により行うことができる。

#### 第 24 電子情報処理組織による処分通知等

財団は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 6 の規定に基づく通知、第 7 条の規定に基づく事情変更による取消し若しくは変更、第 8 第 2 項の規定に基づく変更承認通知、第 9 第 2 項の規定に基づく中止又は廃止の承認通知、第 10 の規定に基づく事故報告に対する指示、第 12 第 1 項の規定に基づく遂行命令、同条第 2 項の規定に基づく停止命令、第 17 条第 1 項に基づく報告に係る返還命令、第 14 の規定に基づく補助金の額の確定通知、第 15 第 1 項に基づく是正命令、第 16 の規定に基づく取り消し、第 17 の規定に基づく返還命令、第 18 の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

#### 第 25 その他

- 1 補助事業者は、事業の実施によって得られた成果について、積極的に広報活動を行い、食育の

推進に資するように努めなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>東京都食育推進計画に掲げた指標目標の達成に資する取組</p>	<p>東京都内を住所地とする下記に掲げる団体</p> <p>(1) 農業協同組合 (連合会を含む)</p> <p>(2) 漁業協同組合 (連合会を含む)</p> <p>(3) 事業協同組合 (連合会を含む)</p> <p>(4) 商店街振興組合 (連合会を含む)</p> <p>(5) 商工組合 (連合会を含む)</p> <p>(6) 消費生活協同組合 (連合会を含む)</p> <p>(7) 財団等の公益法人</p> <p>(8) 学校法人</p> <p>(9) 特定非営利活動法人</p> <p>(10) 次のアからウのすべてに該当し、都が特に必要と認めるもの (特認団体)</p> <p>ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある</p> <p>イ 3 者以上の個人又は法人で構成されている</p> <p>ウ 代表者の定めがある</p>	<p>事業内容の欄に掲げる活動に要する経費</p>	<p>補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>ただし、別に定める場合を除き、一事業実施主体当たり 200 万円を上限とし、千円未満の金額は切り捨てる。</p>